

市県民税などの申告が必要・不要?

日置市の申告会場では、申告期間中に多くの方が申告相談のために来場されています。

感染症対策を行った上で申告相談を行いますが、申告会場の混雑緩和のために申告が必ずしも必要でない場合や往復ハガキやインターネットによる簡易申告が可能な場合などをフローチャートと質問形式にまとめてみたのでご確認ください。

Start! はい → いいえ →

令和7年1月1日現在、
日置市に居住していましたか？

いいえ

日置市での申告は不要です

※ただし、令和7年1月1日にお住まいの市区町村では申告が必要になる場合がありますので、詳しくはそちらにお問い合わせください。

はい

税務署へ確定申告書の提出をされますか？（※注1）

はい

市県民税の申告は不要です

いいえ

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間のうちに収入がありましたか？

いいえ

はい

収入は「非課税所得」（※注2）のみですか？

はい

申告は不要です

※国民健康保険や保育園、奨学金の申し込みなど各種制度をお使いになる場合は申告が必要となる場合があります。

※また、申告は往復ハガキやインターネットでの簡易申告が可能です。往復ハガキをご希望の場合は、080-3377-4595までご連絡ください。インターネットでの申告をご希望の場合は、スマホ、パソコンから<https://logoform.jp/f/T6mkk>へアクセスし申告してください。 無収入申告用二次元コード▶



いいえ

収入は給与のみですか？

はい

給与の支払いは、1ヵ所からのみですか？

いいえ

年金、不動産、農業などほかの収入がある場合は「いいえ」

またその勤務先から日置市に給与支払報告書が提出されていますか？（提出の有無は、勤務先にご確認ください。）

年末調整の際に届け出た内容に、修正や新たに「追加する控除」（※注3）がありますか？

はい

申告が必要です

いいえ

収入は年金のみですか？
年金以外に不動産、農業などほかの収入がある場合は「いいえ」

はい

年金の収入金額は、
65歳未満の方は98万円未満、
65歳以上の方は148万円未満ですか？

いいえ

日本年金機構などに提出した「扶養親族等申告書」（※注4）で届けた内容以外に、「追加する控除」（※注3）がありますか？

はい

申告は不要です

いいえ

申告が必要です

※注1 住宅ローン控除（1年目）、青色・準確定申告は税務署への確定申告してください。

※注2 「非課税所得」……遺族年金、障害年金、失業保険などです。

※注3 「追加する控除」……扶養、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、障害者、ひとり親・寡婦などの控除です。

※注4 扶養親族等申告書は、各年金保険者から対象者に送付されます。送付の有無は各年金保険者にお問い合わせください。